

建設局公募型プロポーザル方式受託者選定における
特記仕様書（案）

【令和8年度 東横堀川における橋上空間等に関する調査検討業務委託】

特記仕様書（案）

1.本業務の目的

現在、東横堀川に架かる本町橋周辺においては、河川の遊歩道や水辺の活動拠点であるβ本町橋が整備されるとともに、地元や有識者、行政等からなる「東横堀川水辺プラットフォーム検討会」といった意見交換の場が設立されており、本町橋～葎屋橋間においては、新たな魅力空間づくりのための課題検証を行い、今後の水辺の利活用を推進するための社会実験「東横堀川リバーテラス」を実施するなど、より良い空間づくりと、それを維持するための公民連携による仕組みづくりが進められている。

また、東横堀川に架かる橋梁においては、歴史的価値の高い橋梁が多くあるものの、ごみの放置や不法占用などによる一部不適切な利用がなされるなど、様々な地域課題により高いポテンシャルが活かされていない状況であることから、橋梁課においては、東横堀川リバーテラスと連携し、民間主体の利活用や維持管理のあり方など、新しい橋上空間の利活用モデルを構築すべく、水都大阪ブリッジテラス社会実験を実施している。

本業務では、万博開催を契機に高まったまちづくりの機運を継承し、東横堀川にかかる橋梁を対象に、令和8年5月に策定予定である「水都大阪ブリッジテラス2030ビジョン」の実現に向けた取り組みを進めるものである。

また、葎屋橋周辺での河川の耐震護岸工事や新たな水辺空間の創出における取組との整合をはかりつつ、葎屋橋の新設橋台の設置に向けた概略設計を行うものである。

なお、本業務を遂行するにあたり、別途業務「令和8年度 中之島における橋上空間等に関する調査検討業務委託」と連携し実施するものとする。

2.仕様書について

本業務は、各特記仕様書及び大阪市建設局作成による、業務委託共通仕様書（平成28年9月）＜令和5年9月1日以降発注分より適用＞に基づき、実施しなければならない。業務委託遂行にあたって仕様書に定めなき事項もしくは疑義が生じた場合には、ただちに監督職員と協議すること。

【業務委託共通仕様書のダウンロードについて】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000513447.html>

3.単価及び歩掛の適用年月について

本業務の積算に用いる単価及び歩掛は、設計業務等標準積算基準書・同参考資料【国土交通省】（令和8年度版）を適用している。また単価表に歩掛が表示されている項目は参考であり、受注者は本業務の趣旨を十分考慮したうえで、業務目的を完遂するための一切の手段について、契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き受注者の責任において定めるものとする。

【積算基準関係図書】

設計業務等標準積算基準書・同参考資料【国土交通省】（令和8年度版）

【積算基準関係図書のダウンロードについて】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000035394.html>

4.委託期間

委託期間は、契約日より令和10年3月31日までとする。

5.業務の内容

①現地踏査及び現状整理（2橋）

- ・対象橋梁及びその周辺について現地踏査（昼、夜）を行い、目視で確認できる課題を把握整理する。
- ・地元、沿道企業との意見やこれまで実施してきた社会実験等を踏まえ、橋梁のもつポテンシャルを把握するとともに課題の検証にもとづき実施できたこと、今後実施すること、引き続き確認や検証が必要なことについて整理する。

②本町橋における調査検討

1) 社会実験の企画・運営

- ・令和8年度及び令和9年度の社会実験は、秋を中心とした実施を予定するものとし、関係者等との協議調整を図った上で、社会実験の企画、準備、運営、検証に必要な調査を行うものとする。
- ・社会実験実施時における、情報発信、橋上空間等の利活用の適正化（音量等）を図るための対応策等検討すること。
- ・これまでに実施した社会実験の検証結果や本町橋の現状、並びに周辺を取りまく状況を踏まえた上で、既存の地域活動事業者が主体となるよう、その支援を行う。
- ・社会実験の実施にあたっては、東横堀川での社会実験等と連携を踏まえた内容とすること。
- ・社会実験の実施等の際し、関係者との打合せを行うものとし、回数は10回を予定する。
- ・社会実験における検証項目としては、以下を想定しており、内容が変更になる場合は、監督職員と設計変更に係る協議を行うものとする。

検証項目	<ul style="list-style-type: none">・マネタイズモデル（飲食や物販、スポンサー花壇・ベンチ、広告）・コンペ結果^注に基づく橋詰広場（必要に応じてバルコニー部も）の利活用・案内誘導機能（デザイン・表記名・位置、通り名など）・情報発信機能（デザイン、情報板コンテンツなど）
日数・規模	<ul style="list-style-type: none">・令和8年度：7日間（標準規模※1）、20日間（小規模※2）・令和9年度：7日間（標準規模※1）、20日間（小規模※2）

注：2025.10.5(日)に実施した本町橋南西部の橋詰広場におけるデザインコンペ

※1：橋上の一部及び橋下を利用（7～8時間/回程度）

※2：橋下の利活用（夜）、橋上空間を利用したマルシェ（7～8時間/回程度）

- ・令和8年度の社会実験時期において本町橋の橋下や橋の側面のライトアップ（1か月程度）を実施するものとし、それに必要となる機器等の調達及び設置は本業務に含む。
- ・その後の本整備における専門家を交えた監修は、別途業務で行うものとするが、社会実験結果等について情報共有するなど連携すること。
- ・案内誘導機能や情報発信機能及び橋詰広場について、管理運営や利活用における課題等の検証に必要な機器等の調達は本業務に含むものとし、企画、運営を行う。
- ・社会実験の検証に関しては、交通量やアンケート等の調査を行うものとする。
- ・その他の社会実験の実施に必要な資機材の調達を含む必要な経費は、基本的に本業務に含むものとするが、これにより難しい場合は監督職員と設計変更に係る協議を行うものとする。
- ・本町橋においては、令和8年度に橋詰部の撤去工事を予定しているが、改修形態内容における課題や留意点をあげ、地元等と連携した上で、効果検証を行う。

なお、令和9年度以降に予定されている橋詰部の改修工事にかかる設計については、別業務にて実施するものとする。また、併せて歩道やバルコニー部等の改修工事も予定していることから、これらのデザインや仕様等に関して学識者等の専門家を交えたデザイン監修を行う。

2) 社会実験の全体総括・今後の方針整理

- ・これまでに実施した社会実験について検証し、①持続的な維持管理体制・管理運営スキーム、②インフラ等の整備、③ロードマップを主な項目として全体を総括し、今後の方針となるアクションプラン（（仮称）橋上空間等のマネジメント基本方針）をとりまとめる。
- ・アクションプラン（（仮称）橋上空間等のマネジメント基本方針）のとりまとめにあたっては、令和8年5月頃に策定予定の橋を含めたエリアの将来像をまとめたビジョン（水都大阪ブリッジテラス2030ビジョン）も踏まえ、各橋の管理や再整備等に係る具体的な取組方針を示すものとし、沿道企業や地域住民等との意見交換、学識経験者から意見聴取の結果反映する。

②葎屋橋の整備計画検討

- ・現在の葎屋橋は昭和41年に橋梁損傷・老朽化補修の目的で架替えたものであり、その際に、下部工は河川内の中間橋脚を1基新設し、東西の橋台は在来橋台を一部改良し、そのまま利用している。なお、過年度の調査により橋台は石積み橋台であることがわかっている。
- ・その後、昭和60年代には、交通量の増加、活荷重対応として床版補強工事や耐震対策として、沓座拡幅と移動制限装置の設置が行われている。
- ・本業務においては、本市から貸与する過年度の成果品等をふまえ、以下の検討を実施するものとする。

1) 床版補強

本橋が架橋されている府道石切大阪線は車両大型化対応路線に位置付けられている。平成5年の道路構造令及び車両制限令が改正される以前に床版補強されたものであるため、現行基準に適合しているかを確認するため、耐荷力の照査を実施し、追加補強が必要かどうかの精査を行うものとする。

2) 歩道拡幅

本橋を挟む東西取付道路部は、東側で両側歩道2.75m、西側で両側歩道3.5mの歩道整備が完了しているものの、橋上の幅員が狭くボトルネックとなっている。ボトルネックを解消するためには、橋梁部を拡幅する必要があることから、過年度の検討業務において、取付道路の道路線形の見直し、橋梁部の拡幅の検討を実施し、歩道拡幅設計を実施している。現況や現行基準に照らし、既存設計成果の修正設計を実施するものとする。

3) 耐震対策

石積み橋台は現行道路橋示方書の適用外であり評価方法も明確でないため、葎屋橋の石積み橋台を対象に現況の耐震性の検討や補強検討を行ってきた結果、対策方法として既設橋台前部に耐震性能を満した別構造の橋台を増設し、上部工を新設橋台に乗せかえる工法について検討してきた。

これまでの検討結果や葎屋橋近傍で現在計画されている耐震護岸工事との整合を図り、新設橋台の概略設計を実施すること。併せて、橋脚部の落橋防止装置設置の検討を行うこと。

③学識経験者等への意見聴取に向けた資料作成等

- ・業務実施にあたり、本町橋のライトアップ検討や、歩道等の改修整備におけるデザイン監修、将来の維持管理体制の構築に向けた利活用スキームの検討等、学識経験者等への意見聴取に必要な資料を作成し、監督職員とともに聴取を行う。なお、意見聴取結果を業務の内容に反映させるものとする。

④関係機関との協議資料作成

- ・社会実験の実施にあたり、各関係機関との協議を想定しているため、協議に必要な資料を監督職員と調整の上、作成する。協議は河川管理者、道路管理者、交通管理者等とし、5機関程度（1年に2回）を想定しているが、協議数に変更が必要な場合は、監督職員に報告の上、設計変更協議の対象とする。ただし、同じ協議資料である場合は、それに含まない。また、関係機関との協議時には、監督職員と同席することを基本とし、協議内容については毎回議事録を作成してその都度提出すること。

⑤その他資料作成等

- ・東横堀川水辺プラットフォーム検討会への提出資料等公民連携の推進に資する各種協議資料の作成を行う。具体的な内容については監督職員との協議により決定する。なお、印刷が必要な場合は設計変更を行う。

6.打合せ

- ・打合せは業務着手時及び成果品納入時、中間打合せ8回を行う。なお、協議内容については毎回議事録を作成し、その都度提出する。打合せ回数に変更が必要な場合は、監督職員に報告の上、設計変更協議の対象とする。

7.報告書作成

- ・業務成果として報告書を作成すること。
 - ✓ 報告書（無線綴じ製本） 5部
- ・報告書の冒頭に全体のダイジェスト版を添付する。作成にあたっては Microsoft Word 又は Microsoft PowerPoint を基本とし、A4版10枚程度とする。
- ・巻末に参考資料として、ダイジェスト版について、Microsoft PowerPointを基本としてまとめること
- ・電子データをCD-RまたはDVD-Rで作成し、報告書巻末に添付すること。
- ・電子データには、報告書のオリジナルデータ及びPDFデータを収めるとともに、英文でダイジェスト版を作成し収めること。

8.成果品

- ・成果品の内容については、委託の業務について必要な事項を整理し、事前に監督職員の確認を得ること。
- ・成果品の納品は次を基本とし、提出前に監督職員の確認を得ること。電子データは、オリジナルデータ及びPDFデータを収めること。
 - ①電子データ 2部（CD-R または DVD-R）
 - ②紙ベース 1部（A4判パイプ式ファイル）
- ・受注者は、納品すべき成果品が完成した時点で、必ずウイルスチェックを実施し、コンピューターウイルスが存在していないことを確認しなければならない。なお、ウイルス対策ソフトは指定しないが、信頼性の高いものを利用すること。

- ・CD-R または DVD-R へのデータを保存する際のフォルダ名、ファイル名などは、別途、監督職員の指示に従うこととし、成果品の作成イメージは別紙-1を基本とする。

9.管理技術者並びに照査技術者

管理技術者は、下記ア～エの資格のいずれか一つを有する者とする。また、照査技術者についても、下記ア～エの資格のいずれか一つを有する者とし、共通仕様書に基づき照査を実施すること。

- ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「建設—都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- ウ. 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。（ただし、国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。
- エ. RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有し、登録を受けている者。

10.担当技術者

担当技術者は、下記ア～エの資格のいずれかに該当する担当技術者を、少なくとも1名以上配置すること。

- ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「建設—鋼構造及びコンクリート」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- ウ. 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。（ただし、国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。
- エ. RCCM（鋼構造及びコンクリート）の資格を有し、登録を受けている者。

11.その他

- ・成果品の提出については、監督職員と綿密に打合せや連絡調整を行うこと。
- ・本業務により得られた情報は他に漏洩しないこと。
- ・公的機関以外での立入りがある場合は、事前に監督職員と綿密な打合せを行うこと。
- ・関係機関との協議に作成した資料については、関係先との協議結果により修正等が生じたときは監督職員の指示に従い業務遂行に努めるものとする。
- ・本業務遂行にあたり、特記仕様書に定めなき事項や疑義が生じた場合には、その都度、監督職員と協議し、その内容を確認したうえで業務を遂行しなければならない。その結果、業務内容に変更が必要となった場合は設計変更協議の対象とする。
- ・コンプライアンス（公益通報）については、別紙-2のとおりとする。
- ・生成AI利用に関する特記仕様書については、別紙-3のとおりとする。

特記仕様書

（条例の遵守）【条例 5 条関係】

第 1 条 受注者及び受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）【条例 6 条 2 項・条例 12 条 2 項関係】

第 2 条 受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（建設局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（建設局総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）【条例 7 条 2 項関係】

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）【条例 17 条 4 項関係】

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）【条例 21 条関係】

第 5 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約（協定）を解除することができる。（指定管理者の指定を取り消すことができる。）

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。